

三重県共同募金会 「令和8年度 児童福祉・高齢者福祉支援助成 助成要領」

(目的)

第1条 「子育て支援・子どもたちの居場所づくり等」、「高齢者・要介護者世帯（1人暮らし含む）在宅生活支援事業高齢者交流および居場所づくり事業」、「高齢者交流および居場所づくり事業」等を行う団体（市区町村社会福祉協議会を含む）を支援するため、本助成を実施します。

(対象団体)

第2条 助成の対象は、次の通りです。

(1) 定款・会則・規約のいずれかを策定しており、予算及び決算が明確で、下記の対象事業を行う団体

(対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は令和8年10月1日から令和9年3月31日にかけて実施される以下の事業とします。

ただし、寄付者の意向に則り、応募状況によっては、(1)、(2)、(3)、(4)の順で優先して配分を行う場合があります。

(1) 子育て支援・子どもたちの居場所づくり、子ども食堂等

○「子育て支援」、「子どもたちの居場所づくり」、「地域から孤立をなくす」をテーマとする活動や「子ども食堂」、または寄附を募っている団体が行う事業

(2) 高齢者・要介護者世帯（1人暮らし含む）在宅生活支援事業

○日常生活用具（歩行器、杖、床ずれ予防用品、紙おむつ等）支給、給食サービス、ひとり暮らし高齢者の見守り・訪問

○日常生活支援サービス（買い物、室内清掃、草刈り、ゴミ出し等）、無料貸出用車いすの整備および貸出

(3) 高齢者交流および居場所づくり事業

○高齢者等の交流の場の提供、高齢者の集い・会食会等の企画運営、各種講座・教室（美術、音楽、運動、リハビリ等）の企画運営

(4) 上記(2)(3)以外の高齢者支援活動事業

○市区町村社会福祉協議会における、高齢者支援活動に対する地域福祉活動への運営費、多世代交流を通じた高齢者の社会参加を応援する事業など

(対象経費)

第4条 対象事業の実施に必要となる次の経費を対象とします。

(1) 消耗品・備品費（食料品、日用品）

(2) 印刷製本費

(3) 通信運搬費

(4) 旅費交通費

(5) 事業に係る諸謝金（謝金の支払い先・依頼する内容について、後述の応募書①、応募書②等に記載され、当該事業において必要であることが明示されていることを条件とする）

(6) その他、当会において必要と認めたもの

(対象外経費)

第5条 次の経費は助成の対象外とします。

- (1) 会議や人件費等の「団体運営」に要するもの
- (2) 行政が経営し、またはその責任に属するとみなされる事業
- (3) 対象事業以外における団体の事業費
- (4) その他、当会において不適当と認めたもの

(助成額)

第6条 1団体あたりの助成額は15万円を上限とします。

(募集)

第7条 本助成に係る募集は、次のとおりです。

- (1) 募集期間
令和8年8月1日(土)から令和8年9月7日(月)まで【必着】
※応募状況により、追加募集を行う場合があります。

- (2) 助成決定
令和8年9月18日(金) 予定

- (3) 事業実施期間
令和8年10月1日(月)から令和9年3月31日(土)まで

(手続き)

第8条 本助成に係る手続きは次のとおりです。

- (1) 申請
本助成を受けようとする団体は、当会が指定する申請書(様式1)に下記の書類を必要に応じ
て添付して当会へ提出してください。
本助成の申請方法は当会の指定する専用ホームページ『e応募』(下記URL参照)を通じた方
法のみとし、郵便や当会事務局への持参等による申請は受け付けません。

<https://hanett.akaihane.or.jp/josei/mie/oubo/apply/r8jidou-kourei>

はじめて「e応募」からご応募いただく場合

下記ファイルをアップロードし、団体登録を完了してください。

アップロードする際は、書類の種類が判別できるファイル名に設定してください。

1	申請団体の定款、会則、規約のいずれか ※ファイル形式はWord、Excel、PDFのいずれか
2	申請団体の役員名簿 ※ファイル形式はWord、Excel、PDFのいずれか

「e 応募」での団体登録が完了している場合

団体登録後、以下の書類を「e 応募」の応募ページからアップロードしてください。
アップロードする際は、書類の種類が判別できるファイル名に設定してください。

① 当会ホームページからダウンロードいただくもの

当会ホームページでの表示	様式の種類	備 考
<u>応募書①(必須)</u> 「令和8年度 児童福祉・高齢者福祉支援助成」申請書	Word 形式	e 応募のページ上は「応募書①」の見出しで提出フォームが表示されます。
<u>応募書②(必須)</u> 「令和8年度 児童福祉・高齢者福祉支援助成」予算明細書	Excel 形式	e 応募のページ上は「応募書②」の見出しで提出フォームが表示されます。

② 添付書類（申請団体にてご用意いただくもの）

<u>事業報告書(必須)</u>	<u>申請団体の令和7年度事業報告書。</u> PDF、word、Excel 等にてご用意ください。 社会福祉法人における役員会での承認前であるなど、提出時点での見込の内容である場合は、その旨を申請書の備考欄に記入してください。
<u>決算書(必須)</u>	<u>申請団体の令和7年度決算書。</u> PDF、word、Excel 等にてご用意ください。 社会福祉法人における役員会での承認前であるなど、提出時点での見込の内容である場合は、その旨を申請書の備考欄に記入してください。
<u>事業計画書(必須)</u>	<u>申請団体の令和8年度事業計画書。</u> PDF、word、Excel 等にてご用意ください。
<u>予算書(必須)</u>	<u>申請団体の令和8年度予算書。</u> PDF、word、Excel 等にてご用意ください。
<u>関係資料①</u>	任意。 過去に実施した活動または今回予定している活動が分かる資料（チラシなど）
<u>関係資料②</u> <u>（備品の購入を希望する場合は必須）</u>	購入する物品の型番・金額を確認できるもの （見積書・インターネット販売サイトの写し他）
<u>関係資料③</u>	任意。今回申請する事業を過去に実施した際の写真など。
<u>通帳画像(必須)</u>	申請を行う団体名義の通帳のコピー、または写真の画像。 金融機関名、支店名、科目（普通預金等）、口座番号、名義人氏名（団体名とフリガナ）が分かる物に限ります。

「e 応募」に関する注意事項

応募フォームは、概ね 30 分間、入力画面を開いたままにするとタイムアウトにより登録できなくなります。入力画面の最下段の「一時保存」をご利用ください。

締め切り間近でアクセスが殺到した場合、システムエラーが起きる可能性がありますので、応募の際は余裕をもってお手続きください。

(2) 助成審査及び決定

申請された事業の審査を行い、当会会長が決定します。

(3) 変更申請

助成決定後にやむを得ない事情により当会が認めた事業を変更したい場合は、必ず当会事務局に事前にご連絡のうえ、下記変更申請書に必要な書類を添付して当会へ提出し、事業の着手前に当会の承認を受けてください。

なお、提出先となる連絡先は、事前にご連絡をいただいた際に、事務局より伝達いたします。

	変更申請書
1	※当会 HP よりフォーマットをダウンロードしてください

(4) 事業完了報告

事業完了後は、事業完了報告書に関係書類を添付し、事業終了後1か月以内、または令和9年4月30日（金）までに所定の URL からアクセスできる事業報告ページからアップロードしてください。

詳しくは決定通知にてお知らせいたします。

なお、助成金の精算時に必要な証憑書類等の確認ができず、助成金対象経費として認められる費用が助成決定額に満たない場合は、送金済みの助成金の一部またはすべてを返還していただくことがあります。

また、事業報告に係る提出書類は下記のものを予定していますので、ご承知おきください。

①当会ホームページからダウンロードいただくもの

当会ホームページでの表示	様式の種類	備 考
報告書①(必須) 「令和8年度 児童福祉・高齢者福祉支援助成」事業完了報告書	Word 形式	e 応募のページ上は「活動報告書」の見出しで提出フォームが表示されます。
報告書②(必須) 「令和8年度 児童福祉・高齢者福祉支援助成」精算明細書	Excel 形式	e 応募のページ上は「収支報告書」の見出しで提出フォームが表示されます。

②添付書類

●発行したチラシ、広報誌等、赤い羽根共同募金配分を受けたことが明示された資料 ※e 応募でのご応募の場合は4点まで。e 応募のページ上は「活動報告書②～⑤」の見出しで入力フォームが表示されます。
●請求書、領収書の写し（スキャナー複合機等により複数枚を PDF 原稿にまとめたもの） ※e 応募のページ上は「収支報告書②」の見出しで入力フォームが表示されます。 データ容量が多く、「収支報告書②」のフォームだけで全てアップロードできない場合は「収支報告書③～⑤」のフォームにアップロードしてください。
●活動の写真 必須※ （ありがとうメッセージと共に、後日当会ホームページや広報に掲載する場合があります） ※e 応募でのご報告の場合は3点まで。e 応募のページ上は「活動の写真①～③」の見出しで入力フォームが表示されます。

(助成の取消し)

第9条 次に掲げる事項に該当するときは、助成の決定を変更もしくは取消し、助成額の全額もしくは一部を当会に返還いただくことがあります。

- (1) 助成決定後に事業を休止、または廃止した場合
- (2) 助成金を指定された事業以外に使用した場合
- (3) その他、当会において不適当と認められた場合

(その他)

第10条 本助成要領に定めのないことについては、別に定めます。